

一般競争入札公告

行政財産の貸付について、一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月2日

十和田市長 櫻田百合子

記

1 競争入札に付する事項

物件番号	設置施設 (所在地)	種類	台数	最低入札価格 (貸付期間総額)
1	十和田市宮宇樽部キャンプ場 (十和田市大字奥瀬字宇樽部国有 林64林班イ小班 地内)	自動販売機	1	91円

・貸付期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 政令第167条の4第1項各号の規定する者に該当しないこと。
- (2) 公告の日から過去3年の間、政令第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き3年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められるものであること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 入札参加申請書を期日までに提出していること。

### 3 契約条項を示す場所等

入札説明書は、十和田市役所管財課で交付するほか、市ホームページへ掲載する。

### 4 入札参加の申込手続等

入札に参加する者は、物件ごとに次のとおり申請をし、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### (1) 入札参加申請受付日時及び場所

①日 時 令和8年2月19日(木)：午前9時から午後5時まで  
令和8年2月20日(金)：午前9時から正午まで

②場 所 十和田市役所本館2階 管財課 契約係

#### (2) 入札参加資格の決定

入札参加資格の確認結果は、令和8年2月24日(火)までに決定し、十和田市一般競争入札参加資格確認通知書により当該申請者に通知する。

#### (3) 入札日時及び場所

①日 時 令和8年2月26日(木) 午前10時00分

②場 所 十和田市役所本館2階会議室

#### (4) 質問の方法

入札に関して質問がある場合は、FAXにて提出すること。

①質問期限 令和8年2月12日(木) 正午まで

②質問提出先 管財課 契約係

③質問への回答 令和8年2月13日(金) までに随時回答する。

### 5 現場説明会等

現場説明会及び入札説明会は行わない。設置場所の確認等については、担当部署へ確認すること。

### 6 入札保証金の額

入札保証金の額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)の100分の5以上とする。

※ただし、十和田市物品等有資格者名簿に登録のある者(十和田市契約規則第5条第1項各号の規定に該当する者)などは免除とする。

### 7 落札者の決定方法

予定価格(最低入札価格)以上で、かつ、最高の価額をもって入札した者を落札者とする。落札者となるべき者が2以上あるときは、くじ方式により落札者を決定する。

### 8 契約の締結及び貸付金の納入

(1) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金

額)とする。

- (2) 原則として、落札決定の日から7日以内に契約を締結することとし、契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。
- (3) 貸付金は、年度ごとに本市の指定した期日までに納入するものとする。
- (4) 契約保証金は、免除する。

## 9 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除する。

- (1) 貸付期間中に、本市又は国若しくは他の地方公共団体において公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。
- (2) 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと本市が判断したとき。
- (4) 契約に定める義務を履行しないとき。

## 10 その他

- (1) 入札に関する詳細事項については、入札説明書で確認すること。
- (2) 資格確認の結果、入札参加資格を有する者が1者の場合は、入札を執行しない。

## 11 問合せ先

十和田市総務部管財課契約係      電話：0176-51-6714    FAX：0176-25-2049